

令和4年度 介護職員等による痰吸引等の実施のための研修 基本研修免除研修（実地研修のみ）についての案内

平素は、本研修センターの事業運営につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申しあげます。喀痰吸引の研修（1号および2号研修）の修了証書発行までの要件および課程を下記の通り実施して参りますので、一読のうえご確認をお願いいたします。

1. 喀痰吸引研修の基本研修を免除される者

- ①平成27年度以降介護福祉士養成校（施設）卒業者。
- ②実務者研修修了者。
- ③平成28年度以降、介護福祉士の試験に合格した者。

2. 上記、証明書類の提出について

- ①については、養成校卒業証明書および、介護福祉士の証明書（写し）。
- ②については、実務者研修修了の証明書（写し）。
- ③については、介護福祉士登録証（写し）。

3. 受講対象者 ※以下(1)～(3)のすべてに該当すること

- (1) 大阪府内の次の施設・事業所で勤務する介護職員等（上記1の者）であって、不特定多数の医療的ケアを必要とされる方の支援をしている者。

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）、認知症高齢者グループホーム、障がい者（児）施設（医療施設を除く）など

- (2) 施設長が推薦した者であること（個人での申込みは不可）

- (3) 実地研修を行うにあたり、下記の体制が整備されていること。

- ①実地研修は、受講者の勤務先施設で実施できること。
- ②指導者講習（医療的ケア教員講習会等）を修了した指導看護師が受講者の勤務先施設に所属していること。
- ③実地研修協力者（利用者）が受講者の勤務先施設に入所またはサービスを利用していること。
- ④実地研修体制確認シート（様式⑪）の項目すべてを満たしていること。

※安全確保の観点から、本センターが実施する実地研修においては①～④すべての体制整備が必須となります。

※実地研修に関しましては、当研修機関からの紹介や斡旋は行いませんので、各施設にて実地研修の体制を整えてください。

4. 実地研修までの流れと注意事項

- ①本案内をご確認のうえ、まずは大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター 研修グループまでご連絡ください。
- ②ホームページの介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修、基本研修免除の方の申込書類の様式⑪～⑯を利用していただき、免除の証明書類等とともに、研修グループ宛まで郵送してください。

※様式⑪～⑯は必ず令和4年改訂版をご利用ください。令和3年度以前の様式でのお申し込みは受付できません。

③申込書類確認後、実地研修開始決定通知を施設へ郵送いたします。

決定通知郵送は書類到着後2週間から3週間後となります。(状況により前後することがあります)

また、当研修機関にて未登録の施設の場合は1ヶ月程度の時間を要します。

④開始決定通知が届きましたら、振込口座へ登録手数料を振込んでいただきます。

実地研修開始日は振込日以降に設定をお願いします。

登録手数料：大阪府社会福祉協議会会員（施設部会）の方は、5,000円、

会員外の方は、10,000円

※大阪介護老人保健施設協会会員の方は府社協会員に準ずる。

⑤「開始決定後提出書類一覧表」をご確認のうえ、医師の指示書（任意様式）、家族の同意書（任意様式）、実施計画書（任意様式）の写しを郵送にてご提出ください。

※実地研修協力者が複数人の場合は、協力者ごとに提出書類を作成・クリップ留めしてご提出ください。

※個人情報保護のため、利用者、家族の氏名、年齢、生年月日、住所等は、黒塗りでわからないようにしてください。

⑥実地研修に使用する完了報告書、評価票等は、必ず大阪府社会福祉協議会のホームページよりダウンロードしたものを使用してください。

※完了報告書・評価票は、現在掲載している様式をご利用ください。

※万が一、提出書類に不備があった際の書類返却郵送代は、貴施設でご負担願います。

⑦実地研修の有効期間

「開始決定後提出書類」を提出後、原則3ヶ月以内での修了が前提ですが、3月31日までに実地研修を修了できない場合、その年度内に行った行為等は、全て無効になりますのでご注意ください。

また、12月16日を以って申込受付は終了いたします。

⑧その他

制度改正等で実施の方法や各種書類の様式等が変更になる場合もございますので、柔軟な対応をしていただきますようお願いいたします。

5. 申込期間

令和4年5月9日から12月16日消印有効